児童手当等の所得限度額と比較する所得額の計算方法

(Ａ)所得額

(Ｂ)控除額

８万円

※施行令に定める控除額（一律）

**所得限度額と比較する所得額（※）**

※給与所得または雑所得（公的年金等に係るものに限る）がある場合には、この金額からさらに１０万円を控除した金額となります。給与所得等が１０万円に満たない場合は、その額を控除します。

・総所得　　　　　　　 　　・先物取引にかかる雑得

・退職所得　 　　　　　　　・特例適用利子等

・山林所得　　　　　　　　 ・特定適用配当等

・土地等に係る事業所得 　　・条約適用利子等

・長期譲渡所得　　　　　　 ・条約適用配当等

・短期譲渡所得

**(Ａ)に当てはまるもの …**

・雑損控除　　　　　　　　　・寡婦控除 ２７万円

・医療費控除　　　　　　　　・ひとり親控除 ３５万円

・小規模企業共済等掛金控除　・勤労学生控除 ２７万円

・障害者控除 一人につき２７万円（特別４０万円）

**(Ｂ)に当てはまるもの …**